

○ 委員長報告

9月定例会本会議で報告された総務企画委員長報告は、以下のとおりです。

平成25年9月定例会

総務企画委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、核燃料税についてであります。

このことについて一部の委員から、核燃料税の税収はどうなっているか、また、今回の条例制定による今後の税収見込みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、これまでの税収の合計は265億円であり、現行条例の期間である平成21年度から25年度までの5年間の税収は32億円となっている。

現行制度では、価額割として、原子炉に挿入された核燃料の価額に税率を乗じて得た額を徴収しているため、伊方原発の停止により、23年度以降の税収は0円となっている。

今後の税収見込みは、仮に通常通り稼働したと想定した場合は、5年間で95億円となる。再稼働がない場合、価額割の税収は0円となるが、今回新たに導入する出力割は、熱出力に応じて課税するという方式で、原発の稼働状況には関係ないことから、95億円の半分の47億円、1年当たり9億円余りの税収を確実に見込むことができる旨の答弁がありました。

第2点は、合併算定替終了を見据えた普通交付税の算定見直しについてであります。

このことについて一部の委員から、地方交付税の算定方法の見直しの状況と今後のスケジュールはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国の地方制度調査会の答申では、合併市町村における支所等は、コミュニティの維持管理や災害対応で重要な役割を果たしており、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組みを進めることが必要であり、このような観点から、合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要があるとの言及がなされ、これを受けて、総務省も来年度の財政運営の基本方針の一つに、合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定の必要性を掲げ、検討が始まったところである。

また、交付税の算定方法の見直しは、国の予算編成と並行して行われること

になるが、本県市町の状況を鑑みると、消防費、清掃費の交付税算定額と決算額とのかい離など、制度調査会の答申で具体的に触れられていない事項があることから、県としては、国の予算編成に遅れないよう、市町、他の合併先進県と連携して具体的に要望していきたい旨の答弁がありました。

第3点は、松山空港国際線の利用促進についてであります。

このことについて一部の委員から、中国、韓国との関係が難しい時期にあるが、現在の上海線、ソウル線の利用状況はどうか。また、路線維持のための利用促進にどのように取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国際関係や鳥インフルエンザ等の影響で、国際線の利用状況は昨年9月頃から低下傾向となり、本年4月以降の利用状況は、上海線で30%台、ソウル線で40%台と低迷しており、上海線は8月に51.5%に回復したものの、依然として厳しい状況が続いている。

県としては、官民で構成する松山空港利用促進協議会によるモニターツアー等への助成のほか、中国東方航空が第三国への乗継利用に力を入れていることから、これを県内企業等にPRしたいと考えている。

また、利用促進にはインバウンド対策の強化が不可欠であるが、中国東方航空においても関係旅行会社にツアー企画の働きかけを強く行うと聞いており、近隣県とも連携しながらインバウンド対策の一層の推進に取り組んでいく旨の答弁がありました。

このほか、

- ・健全化判断比率
- ・財源対策用基金
- ・四国へんろ世界文化遺産推進事業
- ・愛媛マラソン
- ・えひめ国体に関する市町等からの要望状況
- ・携帯電話のエリア整備

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願1件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。